

平成十五年三月

過度に傷害を与え又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約第一条の改正の
説明書

外
務
省

目次

	ページ
一 概説	一
1 改正の成立経緯	一
2 改正の受諾の意義	一
3 改正の受諾により我が国が負つこととなる義務	一
4 早期国会承認が求められる理由	二
二 改正の内容	二
三 改正の効力発生	四
四 改正の実施のための国内措置	四
(参考)	五

一 概説

1 改正の成立経緯

(1) 「過度に傷害を与え又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約」(以下「条約」という。)は、条約本文及び三の附属議定書から成るものとして、昭和五十四年(千九百七十九年)及び昭和五十五年(千九百八十年)の二回にわたりジュネーブで開催された「過度に傷害を与え又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する国際連合会議」において採択され、昭和五十八年(千九百八十三年)に効力を生じた。本年二月二十四日現在、我が国を含め九十箇国が締約国となっている。

(2) その後、平成七年(千九百九十五年)には、「失明をもたらすレーザー兵器に関する議定書(議定書)」を追加する議定書がウィーンで開催された条約の運用検討会議において採択されることとなった。さらに、平成八年(千九百九十六年)には、「地雷、ブービートラップ及び他の類似の装置の使用の禁止又は制限に関する議定書(議定書)」を国際的性質を有しない武力紛争についても適用する等、地雷等に関する規制を強化するために同議定書を改正する議定書がジュネーブで開催された条約の運用検討会議において採択された。

(3) さらに、地雷等以外の通常兵器で条約及び条約の附属議定書により禁止又は制限の対象となるものについても、国際的性質を有しない武力紛争においてその使用を禁止又は制限する必要性が認識されたことから、平成十三年(二千一年)十二月にジュネーブで開催された条約の運用検討会議において、条約及び条約の附属議定書を国際的性質を有しない武力紛争についても適用することを目的とする改正が採択された。

2 改正の受諾の意義

この改正は、条約及び条約の附属議定書を国際的性質を有しない武力紛争についても適用することを目的とするものである。我が国がこの改正を受諾してその早期発効に寄与することは、通常兵器についての軍備管理及び軍備縮小を促進するための国際協力に寄与するとの見地から有意義であると認められる。

3 改正の受諾により我が国が負うこととなる義務

この改正の受諾により、我が国は、条約及び条約の附属議定書を国際的性質を有しない武力紛争についても適用する義務を負つこととなる。

4 早期国会承認が求められる理由

我が国は、これまで通常兵器についての軍備管理及び軍備縮小の促進に積極的に取り組んできている。この改正は、条約及び条約の附属議定書を国際的性質を有しない武力紛争についても適用することを目的とするものであり、そのような武力紛争における惨禍の軽減に資するものである。通常兵器についての軍備管理及び軍備縮小を促進するための国際協力に寄与するとの見地から、我が国がこの改正を早期に受諾してその早期発効に貢献することが望ましい。

二 改正の内容

この改正は、次のとおりであり、この結果、条約及び条約の附属議定書は、国際的性質を有しない武力紛争についても適用されることとなる。

改正後	改正前
<p>第一条 適用範囲</p> <p>1 この条約及びこの条約の附属議定書は、戦争犠牲者の保護に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約のそれぞれ第二条に共通して規定する事態（ジュネーヴ諸条約の追加議定書 第一条4に規定する事態を含む。）について適用する。</p> <p>2 この条約及びこの条約の附属議定書は、1に規定する事態</p>	<p>第一条 適用範囲</p> <p>この条約及びこの条約の附属議定書は、戦争犠牲者の保護に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約のそれぞれ第二条に共通して規定する事態（ジュネーヴ諸条約の追加議定書 第一条4に規定する事態を含む。）について適用する。</p>

に加え、千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約のそれぞれ第三条に共通して規定する事態についても適用する。この条約及びこの条約の附属議定書は、暴動、独立の又は散発的な暴力行為その他これらに類する性質の行為等国内における騒乱及び緊張の事態については、武力紛争に当たらないものとして適用しない。

3 締約国の一の領域内に生ずる国際的性質を有しない武力紛争の場合には、各紛争当事者は、この条約及びこの条約の附属議定書に規定する禁止及び制限を適用しなければならぬ。

4 この条約又はこの条約の附属議定書のいかなる規定も、国の主権又は、あらゆる正当な手段によって、国の法律及び秩序を維持し若しくは回復し若しくは国の統一を維持し及び領土を保全するための政府の責任に影響を及ぼすことを目的として援用してはならない。

5 この条約又はこの条約の附属議定書のいかなる規定も、武力紛争が生じている締約国の領域内における当該武力紛争又は武力紛争が生じている締約国の国内問題若しくは対外的な問題に直接又は間接に介入することを、その介入の理由のいかんを問わず、正当化するために援用してはならない。

6 この条約及びこの条約の附属議定書を受諾した締約国でな

い紛争当事者に対するこの条約及びこの条約の附属議定書の規定の適用は、当該紛争当事者の法的地位又は紛争中の領域の法的地位を明示的又は黙示的に変更するものではない。

7 2から6までの規定は、二十二年一月一日以後に採択される追加の議定書に影響を及ぼすものではなく、当該追加の議定書は、この条との関係において、これらの規定の適用範囲を適用し、除外し又は変更することができる。

三 改正の効力発生

この改正は、条約第八条1(b)の規定に従って、二十番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書が寄託された日の後六箇月で効力を生ずる。

四 改正の実施のための国内措置

この改正の実施のためには、新たな立法措置及び予算措置を必要としない。

(参 考)

- 1 採択 平成十三年十二月二十一日 ジュネーブにおいて採択
- 2 効力発生 平成十五年二月二十四日現在 未発効
- 3 締約国 平成十五年二月二十四日現在 八箇国
オーストラリア、カナダ、フランス、ハンガリー、大韓民国、スウェーデン、英国、バチカン